平成２８年（フ）第１６９７号
東京都墨田区緑１丁目１―15―503
債務者　本田　智幸（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６９９号
東京都品川区西五反田３丁目13―21―430
債務者　及川　京子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７０４号
東京都世田谷区代田１丁目21―２―202
債務者　本宮　　由
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７０５号
東京都豊島区長崎３丁目３―16―103
債務者　會田　　亮
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７０７号
東京都葛飾区亀有２丁目９―２―101
債務者　砂原千鶴子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７０８号
東京都葛飾区亀有５丁目１―８―201
債務者　鈴木　勝美
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７１１号
東京都世田谷区砧１丁目17―23―103
債務者　音喜多綉堅
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５号
北海道旭川市永山５条10丁目３番12号　エーコーアベニュー101
債務者　原　　千秋
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６号
北海道旭川市８条通24丁目357番地の24
債務者　松永　真也
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８号
北海道上川郡鷹栖町南１条６丁目５番１号
債務者　三浦　勝明
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４６号
東京都青梅市駒木町１丁目801番地
債務者　高橋　里枝
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３６号
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜278番地　コーポ宜山201号
債務者　大田　笑子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第７４０号
大阪府枚方市香里園東之町21番39号
債務者　豊田　正行
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９１６号
大阪市住之江区新北島４丁目１番２―218号　川路方
債務者　ジョーンズ陽子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９５６号
大阪市都島区大東町２丁目18番17号、前住所　大阪市都島区大東町３丁目10番13―402号
債務者　古柳　雄太
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９７０号
大阪府東大阪市長田３丁目７番27―209号スカイハイツ
債務者　平岡　直美
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部